秋田市告示第268号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため 送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第 1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室 に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年9月11日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別 別紙(省略)のとおり